

～ご登録・その後の流れについて～

- ①登米市国際交流ホストファミリーバンクに登録申請いただき、登録台帳に登録された方には、登録完了の証として「登米市国際交流ホストファミリーバンク登録通知書」をご送付します。



- ②海外からの青少年訪問団がホームステイする日程や詳細が決まり次第、登米市が国際交流事業を委託している登米市国際交流協会から、受入依頼があります。

※登録台帳の内容等をもとに、条件に合った方へ依頼があります。登録いただいている全ての方にご依頼・情報提供を行う訳ではありません。

※青少年訪問団の他、海外からの訪問者でホームステイを希望する人がいた場合に受入依頼をすることがあります。



- ③依頼を承諾いただきましたら、受入決定となります。その後は、ホストファミリー事前説明会等にご参加いただき、受入に向けて準備を進めていただきます。

海外からの訪問団受入予定

令和6年度 受入終了

令和7年度 アメリカ・オーストラリアから青少年訪問団を受入予定

令和8年度 アメリカから青少年訪問団を受入予定

※予定は変更になることがあります。

○ホストファミリーバンクご登録に関するお問合せ

登米市まちづくり推進部市民協働課(登米市役所迫庁舎 2 階)

TEL 0220-22-2173

FAX 0220-22-9164

MAIL shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

○ホストファミリーバンク登録後、受入内容等に関するお問合せ

登米市国際交流協会(登米総合支所 2 階)

TEL 0220-52-2144

FAX 0220-23-9559

MAIL tifa-kokusai@coda.ocn.ne.jp